

「A票」同様、年度ごとに保護者で記入し、更新する。

令和4年度 川原小学校緊急時引き渡しマニュアル (保護者用)

1 児童を学校で保護し、保護者等に迎えに来てもらう場合

- ① 市内のいずれかの地域で震度5以上の地震が発生し、通学路の安全が確認できないとき。(通学路の安全が確認された場合は職員引率のもと集団下校)
- ② 市内のいずれか(長崎市沿岸)の地域で津波警報が発令されたとき、または津波が発生したとき。(津波注意報の場合は、状況を見て待機及び教員引率のもと集団下校をする)
- ③ 気象に関する警報が発令されたとき、避難勧告、避難指示が発令されたとき。
- ④ 災害発生後は、周囲の状況を判断し、全校避難もあり得る。
その場合は、避難場所(宮崎墓所)へ避難させる。
- ⑤ 災害発生後周囲の状況を判断し、安全が確保されている場合は、基本的に下校時間まで学校で待機させる。

2 連絡方法

上記の災害が発生し、電話が繋がらない場合は、保護者等が学校へ迎えに来るようにする。
津波等発生する危険がある場合は、津波避難場所(宮崎墓所)で引き渡しを行うこととする。

3 引き渡し方法

- ① 児童は津波等を考慮し、各教室及び屋上で待機
- ② 引受人の方は、原則徒歩で来校する。(校内混乱防止のため)
- ③ 児童の引き渡しは、原則として担任が「緊急時児童引き渡しカード」でチェックしながらおこなう。
- ④ 引受人が引き取りに来るまで、児童は学校で保護する。
きょうだい関係がある場合は、一番下の学年の教室へ引き取りに来る。